

新城市森林整備計画 今回変更の概要

○森林法施行規則第 33 条第 1 号ロに定める区域の変更

- ・ 区域「43 岩波・鴨ヶ谷」に属する一部林班を「44 大和田」に変更
 - ⇒ 3085、3086、3090、3091 林班を変更(増減面積 156.86ha)
 - ⇒ 林道大峯線、林道徳衛線を活用した森林経営を想定し変更
- ・ 区域「50 布里県有林」を削除
 - ⇒ 「重複して区域を設定できない」という県の意見により変更

○その他細部の修正

- ・ 関係図面における旧市町村界の修正

※上位計画である東三河地域森林計画の変更に関連する変更箇所は無し
(令和 7 年度は本市森林整備計画に影響する変更が無い)